

性感染症に関する特定感染症予防指針の改正点

1 発生の予防・まん延の防止

- コンドームによる防止に加え、コンドーム以外の予防方法等に関する情報提供を推進
 - ・ ワクチンが「尖圭コンジローマ」の予防にも有効であることの情報提供を推進
 - ・ コンドームだけでは防ぐことができない性感染症があることや正しい使い方等具体的な情報の普及啓発を推進
- より精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・ 性器クラミジア感染症・淋菌感染症について、精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・ 簡便な尿検査により病原体検査を実施できることを明記
- 個人の実情・心情等に配慮した普及啓発等の実施
 - ・ 感染者のパートナーの意向を尊重して情報提供や支援を実施することを明記
 - ・ 犯罪被害者支援、緊急避妊のための診療の場での総合的な支援の必要性を明記

2 医療の提供

- 学会等と連携した医療の質の向上の取組の推進
 - ・ 性感染症の専門家養成のための教育・研修機会の確保を推進
 - ・ 標準的な診断や治療の指針等について積極的に情報提供・普及を推進
- 医療へのアクセスの向上
 - ・ 若年者等が受診しやすい医療体制の整備や検査から受診につながる環境づくりを推進
 - ・ 検査や治療についてわかりやすい情報提供の実施

3 原因の究明・調査研究の推進

- 発生動向のよりの確な把握のため、指定届出機関（定点）の指定の基準作りを実施
- 性感染症のリスクに関する意識や行動についての調査を実施

性感染症に関する特定感染症予防指針の概要 (県が主体となって取り組むべきものを中心に抜粋)

※ 下線部は、今回の改正で新たに追加された内容である。

1 原因の究明

○ 基本的な考え方

- ・ 法に基づく発生動向調査を基本としつつ、患者調査等の他の調査等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析することが重要。

○ 発生動向調査の活用

- ・ 性別、年齢階級別など対策に必要な性感染症の発生動向を把握できるように、かつ地域に偏りがないように留意して、法に基づく発生動向調査の指定届出機関を指定すること。

○ 発生動向調査等の結果の公開と提供の強化

- ・ 収集された調査結果等を、県民が理解しやすいように加工した上で、多様な媒体を通して、広く公開し、または情報提供すること。

2 発生の予防及びまん延の防止

○ 基本的な考え方

- ・ 性感染症の罹患率を減少傾向へ導くための施策の目標を設定し、正しい知識の普及や性感染症の予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことが重要。
- ・ 性感染症の発生の予防やまん延の防止に有効である方策についての情報や性感染症の発生動向に関する情報等を県民に提供するとともに、検査や医療を受けやすい環境を整備することが重要。
- ・ 普及啓発は、自分の身体を守るために必要な情報をわかりやすい内容と効果的な媒体により提供することによって、各個人の行動変容を促すことを意図して行うこと。
- ・ 一般的な普及啓発に加え、若年層を中心とした普及啓発を実施することが重要。

○ コンドームの予防効果に関する普及啓発

- ・ コンドームだけでは防ぐことができない性感染症があることや、正しい使い方等の具体的な情報の普及啓発に努めること。

○ 検査の推奨と検査機会の提供

- ・ 保健所や医療機関等での検査に関する情報を提供し、受検を勧奨する

ことが重要。

- ・ 受検者に対して、検査の趣旨や内容を十分に伝え、必要に応じて治療に結びつけることができる体制を整備することが重要
- ・ 保健所で行う検査は、性器クラミジア感染症と淋菌感染症の検査では病原体検査（尿を検体とするものを含む）を、梅毒と性器ヘルペス感染症の検査では抗体検査を基本として行うこと。
- ・ 保健所における性感染症検査の機会確保に努め、県民が受検しやすい体制を整備することが重要。
- ・ 検査の結果、受検者の感染が判明した場合は、受検者本人に対し十分な説明を行い支援するとともに、受検者と性的接触のあった相手方にも情報提供等の支援を行い感染拡大の防止を図ることが重要。
- ・ 性感染症の検査の実施に関して学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこと。

○ 対象者の実情に応じた対策

- ・ 予防対策を講ずる場合は、年齢や性別等の対象者の実情に応じた配慮を行うことが重要。
- ・ 若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報提供について、適切な人材の協力を得て、適切な媒体を用いて行うことが重要。
- ・ 保健所等は、教育関係機関や保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うことが重要。
- ・ 女性に対する普及啓発は、対象者の意向を踏まえるとともに、対象者の実情や年齢に応じた特別な配慮が必要。
- ・ 犯罪被害者支援や緊急避妊のための診療等の場では、性感染症予防を踏まえた総合的支援が必要。
- ・ 尖圭コンジローマは、子宮頸がんとともにワクチンによっても予防が有効であることから、ワクチンの効果等についての情報提供を行うことが重要。
- ・ 性器クラミジア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多く、感染防止のための注意を怠りやすい状況があるので、まん延防止に向けより一層の啓発が必要。

○ 相談指導の充実

- ・ 検査時の相談指導を充実させるとともに、HIV・AIDS対策との連携を図ることが重要。

3 医療の提供

○ 医療の質の向上

- ・ 医師会等の関係団体との連携を図り、最新の情報を普及啓発することが重要。
- ・ 学会等との連携により、様々な診療科を横断して性感染症の専門家養成のための教育や研修機会の確保を図ることが重要。

○ 医療アクセスの向上

- ・ 特に若年層等が受診しやすい医療体制を整備することが重要。
- ・ 検査の結果、受検者の感染が判明した場合に、治療に結びつけることができる体制整備を推進することが重要。

4 研究開発の推進

- 検査や治療等に関する研究開発の推進
- 発生動向調査等に関する疫学調査の推進
- 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研修
- 研究評価等の充実

5 国際的な連携

- 諸外国との情報交換の推進
- 国際的な感染拡大抑制への貢献

6 医療機関等との連携強化等

○ 関係機関等との連携の強化

- ・ 県は、市町村や県医師会等の関係団体、性感染症やH I V ・ A I D S等に関係するN G O等と幅広い連携を図ることが重要。
- ・ 保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図り、学校教育や社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要。

○ 本指針の進捗状況の評価及び展開

- ・ 指針に掲げた取組の進捗情報を定期的に把握し、専門家等の意見を踏まえ評価を行うとともに、必要に応じて、取組を見直すことが重要。